

妊産婦アクセス支援事業が始まります

自宅から最寄りの分娩取扱施設までが遠い妊産婦や、早産や多胎妊娠などのハイリスク妊娠のため、やむを得ず遠方の分娩取扱施設に通わざるを得ない妊産婦を対象に、交通費や宿泊費の一部を助成します。

【子育て世代包括支援センター】

- ▶**対象** 橋本市に住民票があり、下記の条件を満たす人
- ①最寄りの分娩取扱施設までの距離が20km以上の人
 - ②ハイリスク妊娠で20km以上離れた周産期母子医療センターなど特定の分娩取扱施設に通院・入院が必要な人
 - ③里帰り出産をする人で上記①もしくは②の条件を満たす人
- ▶**助成対象経費**
- 健診・出産などのために通院もしくは入院するために要した交通費
 - 分娩取扱施設などまで概ね60分以上の移動時間を要する際、近隣の宿泊施設への宿泊費

- ▶**助成金額**
- 交通費：要した経費または基準単価×回数（上限あり）×2/3
- 宿泊費：出産のための宿泊に要した費用（上限あり）から1泊あたり2000円を差し引いた額（上限14泊まで）
- ▶**問い合わせ**
- 子育て世代包括支援センター
☎33-0039



新たに住民税非課税となった世帯に対する物価高騰対応支援給付金

エネルギー・食料品価格などの物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度から新たに住民税非課税または均等割のみ課税（定額減税適用前）となった世帯に給付金を支給します。また、それら対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している子育て世帯に対し、さらに給付金を支給します。

【福祉課】

- ▶**給付額**
- ①新たに住民税非課税などになった世帯
一世帯あたり10万円
 - ②子育て世帯
児童一人あたり5万円
- ▶**①の対象世帯** 次のすべての要件を満たす世帯
- 令和6年6月3日時点で橋本市に住民登録がある世帯
 - 世帯全員が令和6年度住民税非課税または定額減税適用前の令和6年度住民税均等割のみ課税である世帯
 - 令和5年度の物価高騰対応支援給付金等の支給対象ではなかった世帯
 - 令和5年度の物価高騰対応支援給付金等の支給対象だった世帯主がいない世帯
 - 世帯全員が、住民税が課税されている別世帯の親族などの扶養を受けていない世帯
- ※対象者には、お知らせと確認書を送付します。内容をよくご確認の上、返信してください。

- ▶**②の対象世帯**
- ①の対象世帯のうち次の要件を満たす児童を扶養している世帯
 - 給付金を受けた世帯主と令和6年6月3日時点で同一世帯である児童
 - 平成18年4月2日以降に生まれた児童
- ▶**支給時期**
- 確認書を受理後、確認書に記載の金融機関口座へ順次振込みます。正式に受理した日から支給まで3週間程度かかります。
- ▶**確認書の提出期限**
- 令和6年10月31日(木)
- ▶**提出先・問い合わせ**
- 福祉課 ☎ 33-3708
 - 橋本市給付金コールセンター ☎現在調整中
- 決定次第ホームページでお知らせします。



定額減税補足給付金（調整給付）

定額減税補足給付金（以下「調整給付金」といいます。）とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない人に対し、それぞれで減税できなかった額の合算額を支給するものです。

【税務課】

- ▶**対象者**
- 令和6年1月1日時点で、橋本市に住所を有する人で、次のいずれかに該当する納税義務者
- ※ただし、合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円相当）を超える人を除きます。
- 3万円に、その人の扶養親族数に1を加えた数を乗じて得た額が、その人の令和6年分推計所得税額を上回る、または上回ると見込まれる所得税の納税義務者
 - 1万円に、その人の扶養親族数に1を加えた数を乗じて得た額が、その人の令和6年度分個人住民税所得割の額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

- ▶**支給額の計算**
- 所得税分における控除不足額・・・a
- 定額減税可能額（3万円×（本人+扶養親族数））－令和6年分推計所得税額＝控除不足額（a）
- 住民税所得割分における控除不足額・・・b
- 定額減税可能額（1万円×（本人+扶養親族数））－令和6年度分住民税所得割額＝控除不足額（b）
- 調整給付金（控除不足額の合計）・・・c（a+b）
- 所得税分の控除不足額（a）+住民税所得割分の控除不足額（b）＝控除不足額の合計（c）
- 調整給付金支給額・・・d
- 控除不足額の合計（c）の金額を1万円単位に切上げ → 調整給付金支給額

- ▶**支給手続**
- ①「支給のお知らせ」が届く人
公金受取口座を登録されている人には、「支給のお知らせ」が届きます。申請手続きは不要ですが、振込先口座を必ずご確認ください。
※振込口座の変更などを希望される場合は、口座変更届を送付します。
 - ②「確認書」が届く人
上記以外の人には、「確認書」が届きます。確認書の記載項目を確認し、確認書と下の必要書類を同封の返信用封筒に入れて返送してください。また、確認書に記載の二次元コードもしくはURLからオンライン申請もご利用できます。
（必要書類）
・本人確認書類
・振込先金融機関口座の写し
・代理の場合は、代理人の本人確認書類の写しなど
- ▶**支給時期**
- ①の人は、「支給のお知らせ」に記載の銀行口座に令和6年8月上旬に振り込む予定です。
 - ②の人は、「確認書」に記載された口座へ順次支給を行います。
- ▶**申請期限**
- 令和6年10月31日(木)
- ▶**提出先・問い合わせ**
- 〒648-8585 （住所記入不要）
橋本市総務部税務課
- 税務課 ☎ 33-6212
 - 橋本市給付金コールセンター ☎現在調整中
- 決定次第ホームページでお知らせします。

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！
市や国などの行政機関の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、消費生活センター（☎33-1227）や、最寄りの警察相談専用電話（☎#9110）に相談してください。



給付金の「扶養親族数」って？

控除対象配偶者または、扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む。）である人（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する人を除く。）の数。

